1.海外の弁理士制度における実務能力担保措置の状況

主要各国の弁理士制度においては、弁理士の資格付与要件として、一定の実務能力を担保・確認するのが一般的。具体的には、欧米や中国においては、試験の受験要件として理工系の学位や一定の実務経験を求めており、また、多くの国で出願書類の作成といった実務試験を実施している。また、ドイツ及び韓国においては、登録前研修の受講を義務付けている。

国 名	措置	内 容
米国	受験資格	受験者は、十分な科学的・技術的訓練を受けていること を次のいずれかにより証明 ・技術的学科で学士を取得 ・所定の技術系単位を取得 ・実務能力を測る技術基礎試験の合格
欧 州 (欧州特許代理人)	受験資格 試験科目	受験者は、以下の全条件を満たすことが必要 ・技術・自然科学分野の学位取得者 ・3~6年の実務経験 出願書類作成・意見書作成・異議書類作成
イギリス	受験資格 試験科目 登録要件	受験者は、以下のいずれかを満たすことが必要 ・理工系の学位取得者又はそれと同等の試験合格者 ・商標実務経験者 出願書類作成・特許侵害実務 資格取得には最低2年間の弁理士事務所等での実務 経験が必要
ドイツ	受験資格 試験科目 義務研修	受験者は以下の全条件を満たすことが必要 ・技術・自然科学分野の学位取得 ・1年の技術分野の実務経験 ・登録前の義務研修(参照) 問い合わせ回答作成・鑑定書作成等 工業権利保護分野での最低34ヶ月の義務研修
フランス	受験資格 試験科目	受験者は以下の全条件を満たすことが必要 ・技術・科学分野の修士号取得 (商標弁理士は法律系の修士号) ・最低3年の工業所有権分野の実務経験 明細書・鑑定書作成等
中国	受験資格 試験科目	受験者は以下の全条件を満たすことが必要 ・理工系分野の学士取得者であり、一種の外国語を修得している者 ・特許法・関係法律の知識に詳しい ・科学技術又は法律に関する2年以上の実務経験 出願書類作成、出願手続、文献調査等
韓国	義務研修	弁理士登録には、登録申請前に1年以上の実務修習の修 了が必要

2.他士業における実務能力担保措置の状況

国内の他士業においては、7士業中6士業において、資格付与の要件として何らかの形で一定の実務能力を担保・確認している。具体的には、弁護士、公認会計士において登録前研修を義務付けており、公認会計士、税理士、社会保険労務士において一定の実務経験を登録要件としており、また、司法書士及び土地家屋調査士において実務に関する試験を実施している。

国 名	措置	内 容
弁護士	義務研修	資格取得には、司法修習を終えなければならない
公認会計士	義務研修 登録要件	資格取得には、実務補習を修了しなければならない 資格取得には、公認会計士の業務補助等の期間が2 年以上必要
税理士	受験資格 登録要件	受験者は以下の条件のいずれかを満たすことが必要 ・ 実務経験が3年以上 ・ 大学・高専において法律学又は経済学を履修 ・ 司法試験合格者等 資格取得には、会計事務等に従事した期間が通算2 年以上必要
社会保険労務士	登録要件	資格取得には、2年以上の実務経験か指定講習修了のいずれかが必要
司法書士	試験科目	申請書類に関する試験科目がある
土地家屋調査士	試験科目	平面測量問題・作図問題
行政書士	特になし	